

2021年3月22日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

「外貨定期預金規定」改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、長い間ご利用されていない口座のお取扱いについて、下記のとおり「外貨定期預金規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定内容

「外貨定期預金規定」の第5条（預金の解約、書替継続）に、以下の条項を追加いたします。

(3) (1) および (2) のほか、この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。ただし、残高が一定の金額を超えることがない場合には、通知することなく解約することができるものとします。

(4) (3) により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書および届け出の印章を持参のうえ、口座開設店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

2. 改定日

2021年3月29日（月）

以 上